

愛西市民のための申告会場のお知らせ

会場には定員があります。e-Tax や郵送による申告にご協力ください。

◇津島税務署申告会場

会場	開設期間	開設時間
津島市文化会館	2月 16 日(月)～3月 16 日(月)	午前 9 時～午後 5 時

※土・日曜日、祝日は開設していませんが、3月 1 日(日)に限り、開設します。

※申告には入場整理券が必要です。入場整理券の当日配布や事前予約(LINE)については、津島税務署(☎ 26-2161)までお問い合わせください。

◇愛西市申告会場

会場	開設期間	時間
市役所：南館 1 階 会議室 1-3・1-4	2月 16 日(月)～3月 16 日(月) ※土・日曜日、祝日を除く	午前の部 午前 9 時～11 時 午後の部 午後 1 時～4 時
立田庁舎：1 階 第 1 会議室	3月 2 日(月)・3月 4 日(水)	
八開地区コミュニティセンター：1 階会議室 1-1、1-2	3月 3 日(火)・3月 5 日(木)	
佐織庁舎：2 階 第 1 会議室	2月 24 日(火)～2月 27 日(金)	

※市役所会場のみ、2月 16 日(月)から 27 日(金)までは税理士による無料相談を行っています。

相談のみの場合も、インターネットによる事前予約や当日配布する「番号票」が必要です。

★各会場受付枠数（1日）

会場	当日(番号票)配布	インターネット事前予約	合計
市役所	28 枠	112 枠	140 枠
立田庁舎	-	20 枠	20 枠
八開地区コミュニティーセンター	-	20 枠	20 枠
佐織庁舎	-	20 枠	20 枠

※インターネット事前予約システムにて予約をお願いします。

会場の詳細や予約はこちら⇒

※市役所会場のみ、事前予約なしの当日枠として「番号票」を配布します。

「番号票」は当日分を午前 8 時 30 分から順次配布し、無くなり次第、その日の配布は終了します。

※ひとつの「番号票」につき、ご本人様とそのご家族様の分までが申告可能です。



申告に必要な物(申告内容により異なります。)

- 税務署からのハガキ、利用者識別番号等通知(お持ちの方)、給与や年金等の源泉徴収票など
- 生命保険料および地震保険料の控除証明書、社会保険料「(国民年金保険料)控除証明書、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額確認書」など
- 医療費控除を受けられる場合は、医療費控除の明細書(指定様式があります。)
※「医療費控除の明細書」は領収書に基づき [人ごと、医療機関ごと] に金額を記載する必要があるため、作成に時間がかかります。必ず事前に作成しておいてください。
- 青色申告決算書や白色収支内訳書は、必ず事前に作成しておいてください。
- 申告書の提出の際は、マイナンバー(12桁)の記載が必要です。
(本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。)

例 マイナンバーカード(番号確認と身元確認)、通知カード(番号確認) + 運転免許証など(身元確認)

(注)控除対象配偶者および扶養親族の方の本人確認書類の提示または写しの添付は不要

重要 ◆愛西市申告会場で受け付けできない申告◆

雑損控除、令和6年分以前の確定申告、住宅ローン控除(年数問わず)と他の住宅関係税額控除、分離譲渡所得(土地、家屋、株式など)、個人事業主などで青色決算書や白色収支内訳書が未作成の方や作成の相談をされる方、亡くなられた方の準確定申告、国外居住親族を扶養控除に入れる方、暗号資産、消費税(インボイス制度含む)、贈与税、相続税に係る申告については、津島税務署申告会場(津島市文化会館)での受け付けとなります。愛西市申告会場では受け付けできません。